

椋山女学園大学学則

昭和43年学則第1号

昭和43年2月9日

目 次

- 第1章 目的（第1条）
 - 第2章 学部、学科別及び専攻別並びに学生定員（第2条・第3条）
 - 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日（第4条－第7条）
 - 第4章 入学（第8条－第15条）
 - 第5章 授業科目、履修方法及び単位修得の認定（第16条－第25条）
 - 第6章 卒業（第26条・第27条）
 - 第7章 休学、復学、退学、除籍、再入学、転入学、編入学、転学部、転学科及び留学（第28条－第38条の2）
 - 第8章 賞罰（第39条・第40条）
 - 第9章 学生納付金（第41条－第46条）
 - 第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、研究生、外国人特別学生及び受入交換留学生（第47条－第66条の2）
 - 第11章 職員組織（第67条・第68条）
 - 第12章 教授会及び協議会（第69条－第75条）
 - 第13章 図書館（第76条）
 - 第14章 学生寮、医務室及び学生相談室（第77条・第78条）
 - 第15章 大学院（第79条）
- 附 則

第1章 目 的

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、深く専門の学術を教授研究し、もって高い知性と豊かな情操を兼ね備えた人間を育成することを目的とする。
- 2 本学の学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 学部、学科別及び専攻別並びに学生定員

第2条 本学の学部、学科及び専攻は、次のとおりである。

生活科学部	管理栄養学科 生活環境デザイン学科
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科 表現文化学科
人間関係学部	人間関係学科 心理学科
文化情報学部	文化情報学科 メディア情報学科
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科
教育学部	子ども発達学科
看護学部	看護学科

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員		編入学定員		収容定員
		(第2年次)	(第3年次)	(第2年次)	(第3年次)	
生活科学部	管理栄養学科	120名	—	—	480名	
	生活環境デザイン学科	132名	2名	3名	540名	
	計	252名	2名	3名	1,020名	
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	105名	—	10名	440名	
	表現文化学科	95名	—	10名	400名	
	計	200名	—	20名	840名	

人間関係学部	人間関係学科	120名	—	8名	496名
	心理学科	100名	—	8名	416名
	計	220名	—	16名	912名
文化情報学部	文化情報学科	120名	—	2名	484名
	メディア情報学科	120名	—	3名	486名
	計	240名	—	5名	970名
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	170名	—	—	680名
	計	170名	—	—	680名
教育学部	子ども発達学科	160名	2名	3名	652名
	計	160名	2名	3名	652名
看護学部	看護学科	100名	—	—	400名
	計	100名	—	—	400名

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

第4条 本学の修業年限は、4年である。ただし、事情により8年以内の在籍を認めることがある。

2 第3年次に編入学した学生（以下「3年次編入学生」という。）の修業年限は、2年である。ただし、事情により6年以内の在籍を認めることがある。

3 第2年次に編入学した学生（以下「2年次編入学生」という。）の修業年限は、3年である。ただし、事情により7年以内の在籍を認めることがある。

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を次のように2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりである。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

相山女学園創立記念日（6月1日）

春季休業 3月16日から3月31日まで

夏季休業 8月1日から9月20日まで

冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項に定める休業日の変更は、そのたびに学長がこれを定める。

3 必要がある場合、学長は、第1項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入 学

第8条 入学は、毎年4月とする。

第9条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定試験（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第10条 入学志願者は、所定の書類（入学願書、出身学校作成の調査書など）に別表第9に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第11条 学長は、前条の入学志願者に対して検定を行い、当該学部教授会の議を経て合格者を決定する。

第12条 学長は、前条の合格者で、指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等

所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第13条 誓約書には正保証人及び副保証人が連署しなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

第14条 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

第15条 削除

第5章 授業科目、履修方法及び単位修得の認定

第16条 本学の授業科目は、これを全学共通科目、教養教育科目、学部共通教育科目、専門教育科目、教職に関する科目、学芸員資格取得に関する科目、日本語教員資格取得に関する科目、社会教育主事資格取得に関する科目、司書資格取得に関する科目、司書教諭資格取得に関する科目及び社会福祉士試験受験資格取得に関する科目に区分する。

2 前項のほか、本学に入学を許可された外国人留学生の教育について必要があるときは、国際交流科目を置くことができる。

3 前項の規定は、本学に入学を許可された学生のうち、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものの教育について必要がある場合に準用する。

4 本学と学生交換に関する協定書に基づく外国の大学（以下「協定大学」という。）からの受入交換留学生のために、国際交流科目を置くことができる。

第17条 本学の授業科目及び単位数は、別表第1から別表第8-7までに掲げるとおりである。

第18条 本学の授業科目には、必修科目、選択科目及び自由科目とがある。

第19条 削除

第20条 学生が履修し、修得しなくてはならない卒業に必要な単位数の最低は126単位とし、授業科目区分別の履修科目及び単位数の最低は、別表第13に掲げるとおりである。

2 学生が各学年に履修できる単位数については、各学部の定めるところにより、これを規制することができる。

第20条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の審議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 第2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第20条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 第2項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第20条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学以前に、大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）及び短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転入学又は編入学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、前2条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した単位の場合にも準用する。

4 前3項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第20条の5 本学は、学生が所属する学部学科以外の授業科目の履修を、教授会の審議を経て、当該学部学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、体育実技については毎週2時間15週の授業をもって1単位とし、教育実習、保育実習、ふれあい実習、教育ボランティア及び福祉ボランティアについては30時間の授業をもって1単位とし、相談援助実習については45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第22条 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

2 前項の試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記、口述、論文提出等の方法によって行う。

3 履修方法、試験等に関する事項は、別に定める。

4 成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。

第23条 削除

第24条 教育職員免許状取得資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教員の免許状を得ようとする者は、各学科の卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 各学部の各学科ごとに取得することができる教員の免許状の種類は、次のとおりである。

生活科学部	管理栄養学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
		高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
		高等学校教諭一種免許状（家庭） 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
人間関係学部	人間関係学科	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
		中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
文化情報学部	文化情報学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
		高等学校教諭一種免許状（情報） 高等学校教諭一種免許状（情報）
現代マネジメント学部	メディア情報学科 現代マネジメント学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業）
		高等学校教諭一種免許状（商業）
教育学部	子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
		中学校教諭一種免許状（数学） 中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（音楽）
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状

第24条の2 学芸員資格を得ようとする者のために、学芸員資格取得に関する科目を設ける。

2 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する所定の科目を履修し、別表第8に定める単位を修得しなければならない。

第24条の3 日本語教員資格を得ようとする者は、国際コミュニケーション学部又は文化情報学部在籍し、別表第8-2に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 文化情報学部在籍する者は、前項に定める科目を卒業に必要な科目とは別に履修し、修得しなければ

ならない。

第24条の4 社会教育主事資格を得ようとする者は、文化情報学部在籍し、卒業に必要な単位のほかに、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する所定の科目を履修し、別表第8-3に規定する所定の単位を修得しなければならない。

第24条の5 司書資格を得ようとする者のために、司書課程を置く。

2 司書資格を得ようとする者は、国際コミュニケーション学部、人間関係学部、文化情報学部、現代マネジメント学部又は教育学部に在籍し、卒業に必要な単位のほかに、図書館法（昭和25年法律第118号）に規定する図書館に関する科目を履修し、別表第8-4に定める所定の単位を修得しなければならない。

第24条の6 司書教諭資格を得ようとする者のために、司書教諭課程を置く。

2 司書教諭資格を得ようとする者は、国際コミュニケーション学部、人間関係学部、文化情報学部、現代マネジメント学部又は教育学部に在籍し、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得し、かつ、学校図書館法（昭和28年法律第185号）に規定する所定の科目を履修し、別表第8-6に定める所定の単位を修得しなければならない。

第24条の7 社会福祉士の資格を得ようとする者のために、社会福祉士試験受験資格取得に関する科目を設ける。

2 社会福祉士試験受験資格を得ようとする者は、人間関係学部人間関係学科に在籍し、卒業に必要な単位のほかに、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）に規定する所定の科目を履修し、別表第8-7に規定する所定の単位を修得しなくてはならない。

3 前項の科目の履修方法等に関する事項は、別に定める。

第25条 栄養士免許を得ようとする者は、生活科学部管理栄養学科に在籍し、栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学長は、前項に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得した者に対し、別表第14に掲げる証明書を交付する。

第25条の2 保育士資格を得ようとする者は、教育学部子ども発達学科に在籍し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第25条の3 保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学部看護学科に在籍し、卒業に必要な単位のほかに、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）に規定する本学所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第6章 卒業

第26条 本学に4年以上在学し、所定の科目を履修して、その単位を修得した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、本学に再入学、転入学又は編入学した者の、卒業認定に必要な本学における在学期間は、再入学、転入学又は編入学した年次に在学する本学の学生の卒業認定に必要な期間の残余の期間とする。

2 学長は、前項の認定に基づき、卒業を定め、卒業証書を授与する。

第27条 学長は、前条により本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位授与に関する規程は、別に定める。

第7章 休学、復学、退学、除籍、再入学、転入学、編入学、転学部、転学科及び留学

第28条 学生が病気その他の事由で長期にわたり修学できないときには、所定の様式にしたがって学長に願い出て、休学することができる。

第29条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することがある。

第30条 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

2 3年次編入学生の休学期間は通算して2年を、2年次編入学生の休学期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限に算入しない。

第31条 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式によって学長に願い出て、復学することができる。

第32条 休学期間中は、第41条及び第42条に規定する学生納付金を免除し、別に定める在籍料を徴収する。ただし、中途に復学する場合には、その期の授業料その他を徴収する。

第33条 学生が退学しようとするときは、その理由を詳記して学長に願い出て、許可を得なければならない。

第34条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、除籍をすることができる。

- (1) 4年の休学期間を経過した者。ただし、3年次編入学生については2年の休学期間を経過した者、2年次編入学生については3年の休学期間を経過した者
- (2) 8年の在学期間を経過した者。ただし、3年次編入学生については6年の在学期間を経過した者、2年次編入学生については7年の在学期間を経過した者
- (3) 授業料その他の納付金の納付の義務を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (4) 授業料その他の納付金を所定の期日までに納付せず、引き続き在籍する意思がないことが明らかに認められる者
- (5) 行方不明の者

第35条 退学した者又は前条第3号により除籍された者が、再入学を願い出た場合には、学長は、当該学部教授会の審議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

第36条 他の大学に在学する女子で、本学への転入学を志願する者又は次の各号の一に該当する女子で編入学を志望する者があるときは、欠員又は編入学定員のある場合に限り相当学年に転入学又は編入学を許可することができる。この場合において、第1号中「大学を退学した者」とあるのは、第3年次への編入学については「大学に2年以上在学して退学した者」、第2年次への編入学については「大学に1年以上在学して退学した者」に読み替える。

- (1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は大学を退学した者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第92条の3の規定に該当する者
- (5) 学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者で、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

第36条の2 転入学又は編入学する者が、他の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の授業科目の単位については、教授会の審議を経て認定する。

第36条の3 再入学、転入学又は編入学する者に適用される授業科目、履修方法、単位修得の認定、賞罰及び学生納付金（入学金を除く。）については、再入学、転入学又は編入学を許可された年次に在学する学生の例による。

第36条の4 転入学又は編入学については、第8条及び第10条から第14条の規定を準用する。

2 転入学志望者は、現に在学する大学の学長の転入学に関する承諾書を添えなければならない。

第37条 再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。

第37条の2 学生が、他の学部又は学科に、転学部又は転学科を志望したときは、学長は、当該学部教授会の審議を経て、転学部又は転学科を許可することができる。

2 転学部及び転学科に係る検定料は別表第9に定める額とし、その他転学部及び転学科に関する事項は別に定める。

第38条 本学から他の大学に転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出て、その承認を得なければならない。

第38条の2 外国の大学に留学を志願する者は、その3か月前までに学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学期間は1年間を限度とし、その期間を第4条に定める本学の修業年限に算入することができる。

3 前項の留学期間中に修得した科目の単位は、30単位を超えない範囲で、本学において履修した授業科目の単位とみなすことができる。

4 前項の授業科目の単位については、教授会の審議を経て認定する。

第8章 賞 罰

第39条 学長は、教育上必要と認めるときは、当該学部教授会の審議を経て、学生に対する賞罰を行う。

第40条 学生が学則その他本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした場合には、学長は、当該学部教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 学生納付金

第41条 授業料は、別表第11に定める額とし、前期及び後期に等分して納付しなければならない。ただし、特に分納を認めることがある。

第42条 教育充実費及び学部教学費は、別表第11に定める額とし、授業料に添えて納付しなければならない。

第42条の2 在籍料は、別表11に定める額とする。ただし、前期又は後期のいずれかを休学する者の在籍料は、年額の半額とする。

第43条 新入学生、転入学生及び編入学生の入学金は、別表第10に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

第44条 再入学生の入学金は、別表第10に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

第44条の2 協定大学からの受入交換留学生については、当該大学との協定に基づき、入学検定料及び学生納付金の全部又は一部を免除することがある。

第45条 通常の卒業期に遅れて、4月から翌年2月までの間に卒業する者に限り、その間の授業料その他は、卒業の月まで月割として納付するものとする。

第46条 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、研究生、外国人特別学生及び受入交換留学生

第47条 本学学生以外の者で、本学所定の授業科目のうちの一部について単位修得のために履修を願い出るときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、学長は、当該学部教授会の審議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に係る検定料は別表第9に、登録料は別表第10に、履修料は別表第12に定める額とし、その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第47条の2 本学学生以外の者で、本学所定の授業科目のうちの一部について聴講を願い出るときは、本学の授業に支障のない限りにおいて、学長は、当該学部教授会の審議を経て、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に係る検定料は別表第9に、登録料は別表第10に、聴講料は別表第12に定める額とし、その他聴講生に関する事項は別に定める。

第47条の3 本学と他の大学との単位互換のための協定に基づき、本学において授業科目の履修を希望する者があるとき、学長は、その学生を特別聴講生として履修を許可することができる。

2 特別聴講生に係る入学検定料、登録料及び聴講料は徴収しない。

3 その他特別聴講生に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第48条 削除

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

第54条 削除

第55条 委託生として、公共団体その他の機関から特定の専門事項又は授業科目について研究あるいは修学委託の願出があるときは、支障のない限り選考のうえ、許可することがある。

第56条 委託生の委託期間は、1年以内とする。

第57条 委託生の入学金及び委託料は、その都度定める。

第58条 研究生として特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、支障のない限り選考のうえ、許可することがある。

2 研究生に係る検定料は別表第9に、登録料は別表第10に、研究料は別表第12に定める額とし、その他研究生に関する事項は別に定める。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

第63条 本学に入学を希望する外国人は、その国籍のある外国公館長の推薦あるものに限り選考のうえ、外国人特別学生として許可することがある。

第64条 前条による志願者は、外国において日本の高等学校に相当する学校を卒業し、又は12年以上の学修年限を修了したものに限る。

第65条 第63条による志願者は、日本語に習熟し、受講並びに日常生活に困難のないことを条件とする。

第66条 本章の外国人特別学生に関するもののほか第3章から第9章までの各条の規定は、外国人特別学生にもこれを準用することがある。

第66条の2 第16条第4項の協定大学から、協定に基づき入学を希望する外国人は、受入交換留学生として入学を許可する。

2 受入交換留学生の在学期間は1年以内とする。

3 受入交換留学生に関する事項は協定書の他、別に定める。

第11章 職員組織

第67条 職員は、教育職員と事務職員とする。ほかに寮監を置く。

第68条 教育職員は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

第68条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第68条の3 本学に、必要に応じて副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第68条の4 本学に、学長補佐を置く。

2 学長補佐は、学生支援、研究支援等に関し学長を補佐する。

第68条の5 本学に、学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第12章 教授会及び協議会

第69条 本学の各学部に教授会を置く。

第70条 教授会は、学部所属の教授で構成する。ただし、学部長が必要と認めるときには、准教授その他の職員を加えることができる。

第71条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程及び授業に関する事項
- (4) 教員の教育、研究及び社会貢献に係る評価に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに学部長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学則その他重要な規程類の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 学部、学科等に関する事項
- (5) 学生の休学、復学、転学、退学及び除籍に関する事項
- (6) 学生の成績評価及び諸課程修了の認定に関する事項
- (7) 学生の厚生及び生活指導に関する事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 科目等履修生、聴講生、研究生等に関する事項
- (10) その他教授会が必要と認めた事項

第72条 教授会に関する規定は、別に定める。

第73条 本学に学長の諮問機関として協議会を置く。

第74条 協議会に関する規定は、別に定める。

第75条 削除

第13章 図書館

第76条 本学に図書館を附設する。その諸規定は、別に定める。

第14章 学生寮、医務室及び学生相談室

第77条 本学に学生寮を附設する。その諸規定は、別に定める。

第78条 本学に医務室を置き、職員及び学生の保健衛生のことに当る。

2 本学に学生相談室を置き、学生の修学及び精神保健に関する相談に当る。

第15章 大学院

第79条 本学に大学院を置く。その諸規定は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。昭和42年度以前に入学した学生に対しては、今回の改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。昭和46年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。昭和47年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。昭和49年度以前に入学した学生に対しては、第41条について改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。昭和50年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。昭和51年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。昭和52年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。昭和53年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。昭和55年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。昭和56年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、第17条のうち関連科目女性論以外について改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度以前に入学した学生に対しては、別表第4（第17条関係）専門教育科目中、家政学部被服学科の専攻科目のうち被服学特別演習及び文学部国文学科と英文学科の関連科目のうち海外英語演習以外について改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定及び第43条の改正規定は、昭和61年度以降に入学する学生に適用し、昭和60年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定及び第43条の改正規定は、昭和63年度以降に入学する学生に適用し、昭和62年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条、第24条の2及び別表第8の改正規定並びに別表第4専門教育科目中家政学部食物学科食物学専攻、家政学部食物学科管理栄養士専攻、家政学部被服学科の改正規定については、昭和62年度以降に入学した学生に適用し、昭和61年度以前の入学生については、なお、従前の例によることとし、第11条、第12条、第13条、第15条、第32条、第41条、第45条、第46条、第53条並びに別表第4専門教育科目中文学部国文学科及び文学部英文学科の改正規定については、平成元年度以降に入学する学生に適用し、昭和63年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度以降に入学する学生から適用する。
- 2 この学則施行日前に在学した学生で、改正前の学則第24条に定める教育職員免許状取得資格を得た者、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第24条第3項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 平成元年度以前に入学した学生に適用される別表第4（第17条関係）専門教育科目家政学部被服学科

の表の一部を次のように変更し、平成2年4月1日から施行し、平成元年度以前に入学した学生に適用する。表中「被服構成実習Ⅱ※3」の下に「被服造形実習※1」を加える。

卒業研究にかかる備考を「卒業研究は、表中の単位数に※印を付した科目中、実習（4単位）、演習（2単位）、講義（4単位）又は演習（6単位）、講義（4単位）の計10単位でかえることができる。」に改める。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。平成2年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 第2条の規定にかかわらず、家政学部食物学科食物学専攻、管理栄養士専攻、同被服学科及び文学部英文学科は、平成3年3月31日に当該学部学科又は専攻に在学する者が、当該学部学科又は専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第3条の規定にかかわらず本学の入学定員は、平成3年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科 専攻	年 度	平成3年度～平成11年度
		入学定員（名）
生活科学部		
食品栄養学科		100
生活環境学科		100
生活社会科学科		220
計		420
文学部		
国文学科		110
英語英米文学科		110
計		220
人間関係学部		
人間関係学科		
心理学専攻		85
社会学専攻		85
教育学専攻		80
計		250

- 第1項の規定にかかわらず、第24条第3項中人間関係学部に係る改正規定、別表第6（第17条関係）並びに別表第7（第17条関係）の表中社会科教育法、地理歴史科教育法、公民科教育法及び教育経営学に係る改正規定並びに別表第8（第17条関係）は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度以降に入学した学生に適用する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。平成3年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。ただし、別表第4（第17条関係）専門教育科目生活科学部生活環境学科の表は、平成3年度以降に入学した学生に適用する。
- 第3条の規定にかかわらず本学の入学定員は、平成4年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科 専攻	年 度	平成4年度～平成11年度
		入学定員（名）
生活科学部		
食品栄養学科		100
生活環境学科		100
生活社会科学科		250

計	450
文学部	
国文学科	110
英語英米文学科	110
計	220
人間関係学部	
人間関係学科	
心理学専攻	85
社会学専攻	85
教育学専攻	80
計	250

3 別表第9に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。平成4年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。ただし、別表第4（第17条関係）専門教育科目生活科学部食品栄養学科の表中改正部分については、平成3年度以降に入学した学生に適用する。

附 則

- この学則は平成6年4月1日から施行する。平成5年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 第3条の規定にかかわらず本学の学生定員は、平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科	専攻	入学定員 (名)	編入学定員 (第3年次)(名)	収容定員(名)	
				平成6年度	平成7年度～平成11年度
生活科学部					
食品栄養学科		100	—	400	400
生活環境学科		100	—	400	400
生活社会科学科		250	—	1,000	1,000
計		450	—	1,800	1,800
文学部					
国文学科		110	—	440	440
英語英米文学科		110	—	440	440
計		220	—	880	880
人間関係学部					
人間関係学科					
心理学専攻		85	10	350	360
社会学専攻		85	10	350	360
教育学専攻		80	10	330	340
計		250	30	1,030	1,060

3 椋山女学園大学短期大学部を卒業後直ちに編入学する者の入学金については、第43条の規定にかかわらず別に定める。

4 平成6年度に人間関係学部人間関係学科心理学専攻第3年次に編入学した者の実験実習費は、第36条の3の規定にかかわらず、編入学した年次に30,000円を納付するものとする。

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前に入学した学生に対しては、別表第4生活科学部食品栄養学科の専門教育科目及び別表第11学生納付金の適用を従前の例によることとし、第16条第4項、第17条、第38条の2、第44条の2及び第66条の2については、平成7年1月1日から施行する。
- 平成7年度に、人間関係学部人間関係学科の第3年次に編入学する者の研修実習費は、第36条の3の規定にかかわらず、編入学した年次に20,000円を納入するものとする。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第4（第17条関係）専門教育科目生活科学部食品栄養学科の表は、平成8年度以降に入学した学生から適用し、平成7年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず本学の学生定員は、平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科 専攻	入学定員(名)	編入学定員(第3年次)(名)		収容定員(名)	
		平成9年度～平成11年度		平成9年度～平成11年度	
生活科学部					
食品栄養学科	100	—		400	
生活環境学科	100	—		400	
生活社会科学科	250	—		1,000	
計	450	—		1,800	
文学部					
国文学科	105	10		440	
英語英米文学科	105	10		440	
計	210	20		880	
人間関係学部					
人間関係学科					
心理学専攻	85	10		360	
社会学専攻	85	10		360	
教育学専攻	80	10		340	
計	250	30		1,060	

附 則

- この学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項、第19条、第20条、別表第1（第17条関係）、別表第2（第17条関係）、別表第3（第17条関係）、別表第4（第17条関係）、別表第5（第16条第2項及び第3項関係）、別表第8（第17条関係）、別表第13（第20条関係）及び第23条の適用については、平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

第16条第1項、第19条、第20条、別表第1（第17条関係）、別表第2（第17条関係）、別表第3（第17条関係）、別表第4（第17条関係）、別表第13（第20条関係）及び第23条の適用については、平成9年度に文学部と人間関係学部へ入学した学生に対しては、従前の例による。

第4条第2項、第30条第2項、第34条第1項第1号及び第2号については平成6年度入学生から適用する。

- 別表第11（第41条、第42条関係）の教育充実費は平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 第7条第1項の春季休業は、平成9年度に限り改正前の学則を適用する。

附 則

- この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず本学の学生定員は、平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科 専攻	入学定員(名)	編入学定員(第2年次)(名)		編入学定員(第3年次)(名)		収容定員(名)	
		平成10年度～平成11年度		平成10年度～平成11年度		平成10年度～平成11年度	
生活科学部							
食品栄養学科	100	—		—		400	
生活環境学科	97	2		3		400	
生活社会科学科	250	—		—		1,000	
計	447	2		3		1,800	
文学部							
国文学科	105	—		10		440	
英語英米文学科	105	—		10		440	
計	210	—		20		880	
人間関係学部							
人間関係学科							
心理学専攻	85	—		10		360	
社会学専攻	85	—		10		360	
教育学専攻	80	—		10		340	
計	250	—		30		1,060	

附 則（平成10年学則第2号）

この学則は平成10年4月1日から施行する。ただし、第16条、第42条第2項、別表第2、第3、第

4、第5、第6、第7、第8、第11、第13の適用については、平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第7号）

- この学則は平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 第2条の規定にかかわらず、文学部国文学科は、平成11年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第3条の規定にかかわらず、本学の学生定員は、平成11年度までの間、次のとおりとする。

学部 学科 専攻	入学定員(名)	編入学定員(第2年次)(名)		編入学定員(第3年次)(名)		収容定員(名)
		平成10年度～平成11年度	平成10年度～平成11年度	平成10年度～平成11年度	平成10年度～平成11年度	
生活科学部						
食品栄養学科	100	—	—	—	—	400
生活環境学科	97	2	3	3	3	400
生活社会科学科	250	—	—	—	—	1,000
計	447	2	3	3	3	1,800
文学部						
日本語日文学科	105	—	—	10	10	440
英語英米文学科	105	—	—	10	10	440
計	210	—	—	20	20	880
人間関係学部						
人間関係学科						
心理学専攻	85	—	—	10	10	360
社会学専攻	85	—	—	10	10	360
教育学専攻	80	—	—	10	10	340
計	250	—	—	30	30	1,060

附 則（平成10年学則第9号）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年学則第1号）

この学則は、平成11年4月1日から施行する、ただし、別表第4（第17条関係）専門教育科目生活科学部生活社会科学科、専門教育科目文学部日本語日文学科の表は、平成11年度以降に入学した学生から適用し、平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第10号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年学則第8号）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に食品栄養学科に在学する者は、在学しなくなるまでの間、食品栄養学科に在学するものとする。

附 則（平成11年学則第9号）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条の規定にかかわらず、本学臨時的定員を設定する学科・専攻の学生定員は、平成12年度から平成16年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
			第2年次	第3年次	
生活科学部 生活環境学科	平成12年度	132	2	3	438
	平成13年度	132	2	3	470
	平成14年度	132	2	3	505
	平成15年度	132	2	3	540
	平成16年度	132	2	3	540
生活社会科学科	平成12年度	228			978
	平成13年度	206			934
	平成14年度	184			868
	平成15年度	177			795

		平成16年度	170			737
文学部	日本語日本文学科	平成12年度	105		10	210
		平成13年度	105		10	325
		平成14年度	105		10	440
		平成15年度	100		10	435
		平成16年度	95		10	425
	英語英米文学科	平成12年度	105		10	445
		平成13年度	105		10	440
		平成14年度	105		10	440
		平成15年度	105		10	440
		平成16年度	105		10	440
人間関係学部 人間関係学科	心理学専攻	平成12年度	95		10	370
		平成13年度	95		10	380
		平成14年度	95		10	390
		平成15年度	95		10	400
		平成16年度	90		10	395
	社会学専攻	平成12年度	85		10	360
		平成13年度	85		10	360
		平成14年度	85		10	360
		平成15年度	80		10	355
		平成16年度	80		10	350
	教育学専攻	平成12年度	90		10	350
		平成13年度	90		10	360
		平成14年度	90		10	370
		平成15年度	85		10	375
		平成16年度	80		10	365

附 則（平成11年学則第11号）

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 別表第9に定める入学検定料は、平成12年度入学志願者から適用する。

附 則（平成11年学則第12号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成11年学則第14号、平成12年学則第5号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成12年学則第2号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成13年学則第1号）

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の第9条第3号、第4号、第5号及び第6号の規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 改正後の第20条の5及び第21条第2項第3号の規定は、附則第1項ただし書の規定にかかわらず、平成12年度以降に入学した学生から適用し、平成11年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の第24条の3の規定及び別表第8-2は、附則第1項ただし書の規定にかかわらず、平成11

年度以降に入学した学生から適用し、平成10年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

- 5 改正後の別表第9に定める入学検定料、別表第10に定める入学金及び登録料並びに別表第12に定める履修料及び検定料は、平成13年度入学志願者から適用する。

附 則（平成13年学則第3号）

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。
- 改正後の第3条の規定にかかわらず、本学人間関係学部の学生定員は、平成14年度から平成16年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
			第2年次	第3年次	
人間関係学部 人間関係学科	心理学専攻	平成14年度		10	295
		平成15年度		10	210
		平成16年度			105
	社会学専攻	平成14年度		10	275
		平成15年度		10	190
		平成16年度			95
	教育学専攻	平成14年度		10	280
		平成15年度		10	200
		平成16年度			100
人間関係学部 人間関係学科	平成14年度	170			170
	平成15年度	160			330
	平成16年度	150		15	495
人間関係学部 臨床心理学科	平成14年度	100			100
	平成15年度	100			200
	平成16年度	100		15	315

附 則（平成14年学則第1号）

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の第24条第3項中文化情報学部文化情報学科に係る部分、第37条の2の規定及び別表第9の転学部・転学科に係る検定料は、前項ただし書の規定にかかわらず、平成12年度以降に入学した学生から適用し、平成11年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の別表第13文学部に係る部分は、第1項ただし書の規定にかかわらず、平成13年度以降に入学した学生から適用し、平成12年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成14年学則第3号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成14年学則第2号）

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 椋山女学園大学学則の一部を改正する学則（平成11年学則第9号）附則第2項の表の平成15年度及び平成16年度における適用については、同表中「生活環境学科」とあるのは、「生活環境デザイン学科」とする。

附 則（平成15年学則第2号）

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の第2条の規定にかかわらず、生活科学部生活社会科学科、文学部日本語日本文学科及び同英語英米文学科は、平成15年3月31日に当該学部学科に在籍する者が、当該学部学科に在籍しなくなるま

での間、存続するものとする。

- 3 改正後の第3条の規定にかかわらず、本学国際コミュニケーション学部表現文化学科の平成15年度から平成18年度までの学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
			第2年次	第3年次	
国際コミュニケーション学部 表現文化学科	平成15年度	100	—	—	100
	平成16年度	95	4	—	199
	平成17年度	95	4	4	302
	平成18年度	95	4	4	405

- 4 改正後の第12条、第36条及び別表第9の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。
 5 改正後の第74条第4号の規定は、第1項の規定にかかわらず、平成14年5月1日から適用する。
 6 改正後の別表第4人間関係学部人間関係学科にかかる部分及び別表第8-7は、第1項ただし書にかかわらず、平成14年度以降に入学した学生から適用し、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成15年学則第3号）

この学則は、平成15年9月1日から施行し、改正後の別表第11の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年学則第2号）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。
 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、本学生生活科学部生活環境デザイン学科及び人間関係学部人間関係学科の学生定員は、平成16年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
			第2年次	第3年次	
生活科学部 生活環境デザイン学科	平成16年度	132	2	3	540
	平成17年度	132	2	3	540
	平成18年度	132	2	3	540
	平成19年度	132	2	3	540
人間関係学部 人間関係学科	平成16年度	150	—	15	495
	平成17年度	150	—	15	660
	平成18年度	150	—	15	640
	平成19年度	150	—	15	630

- 3 改正後の別表第8-8は、第1項ただし書にかかわらず、平成13年度以降に入学した学生から適用し、平成12年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
 4 改正後の別表第13国際コミュニケーション学部にかかる部分の規定は、第1項ただし書の規定にかかわらず、平成15年度国際コミュニケーション学部に入学者から適用する。

附 則（平成16年学則第3号）

- 1 この学則は、平成16年4月30日から施行する。
 2 改正後の第34条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年学則第2号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
 2 改正後の第22条第4項の規定は、平成17年度以降に入学した学生から適用し、平成16年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
 3 改正後の第74条第4号の規定は、平成16年6月1日から適用する。
 4 改正後の別表第10は、平成17年度入学者から適用する。ただし、平成17年度に2年次及び3年次及び平成18年度に3年次に転入学並びに編入学する者の入学金は、350,000円とする。
 5 改正後の別表第13文化情報学部に係る部分の規定は、平成13年度入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第2号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお

従前の例による。

- 2 改正後の第9条第6号及び第36条の規定は、平成18年度入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表第11は、平成18年度以降の入学者から適用する。
- 4 改正後の別表第14は、平成14年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第4号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、生活科学部食品栄養学科食品栄養学専攻及び食品栄養学科管理栄養士専攻並びに人間関係学部臨床心理学科は、平成19年3月31日に当該学部学科専攻に在籍する者が、当該学部学科専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第3条の規定にかかわらず、改正前の人間関係学部臨床心理学科における平成19年度及び平成20年度の第3年次編入学定員は、8名とする。

附 則（平成19年学則第1号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第4生活科学部生活環境デザイン学科の表中「測量学及び実習」並びに同表人間関係学部人間関係学科の表中「社会調査実習Ⅰ」及び「社会調査実習Ⅱ」については、平成18年度の入学者から適用し、改正後の別表第9は、平成19年度入学志願者から適用する。

附 則（平成19年学則第2号）

この学則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第4号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年学則第1号）

- 1 この学則は、平成20年2月29日から施行する。
- 2 改正後の別表第14は、平成16年度以降に入学した学生から適用する。ただし、平成16年度、平成17年度及び平成18年度に入学した生活科学部食品栄養学科食品栄養学専攻の学生については、同表中「管理栄養学科」とあるのは「食品栄養学科食品栄養学専攻」、「管理栄養士養成施設名」とあるのは「栄養士養成施設名」とし、これらの年度に入学した生活科学部食品栄養学科管理栄養士専攻の学生については、同表中「管理栄養学科」とあるのは「食品栄養学科管理栄養士専攻」とする。なお、平成15年度に入学した学生については、改正前の別表第14を適用する。ただし、生活科学部食品栄養学科食品栄養学専攻の学生については、同表中「管理栄養学科」とあるのは「食品栄養学科食品栄養学専攻」、「管理栄養士養成施設名」とあるのは「栄養士養成施設名」とし、生活科学部食品栄養学科管理栄養士専攻の学生については、同表中「管理栄養学科」とあるのは「食品栄養学科管理栄養士専攻」とする。

附 則（平成20年学則第2号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条第1項の規定は、前項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成18年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4及び別表第7は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第2号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第4現代マネジメント学部現代マネジメント学科に係る部分は、前項ただし書にかかわらず、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第8は、第1項ただし書にかかわらず、平成19年4月1日から適用し、平成18年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第5号）

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年学則第1号）

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2文化情報学部及び現代マネジメント学部に係る部分、別表第4生活科学部生活環境デザイン学科に係る部分、国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に係る部分並びに教育学部子ども発達学科に係る部分、別表第7教職に関する科目の表中「教職実践演習(中・高)」及び「教職実践演習(栄養教諭)」、別表第7教科又は教職に関する科目の表、別表第8並びに別表第13現代マネジメント学部に係る部分については、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の第3条の規定にかかわらず、本学国際コミュニケーション学部の学生定員は、平成22年度から平成25年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科	学生定員	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
				第2年次	第3年次	
国際コミュニケーション学部 国際言語コミュニケーション学科		平成22年度	105	4	4	440
		平成23年度	105	0	10	442
		平成24年度	105	0	10	444
		平成25年度	105	0	10	440
表現文化学科		平成22年度	95	4	4	400
		平成23年度	95	0	10	402
		平成24年度	95	0	10	404
		平成25年度	95	0	10	400

附 則 (平成23年学則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成24年学則第1号)

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条の規定にかかわらず、本学教育学部子ども発達学科の学生定員は、平成24年度から平成26年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科	学生定員	年度	入学定員	編入学定員		収容定員
				第2年次	第3年次	
教育学部 子ども発達学科		平成24年度	160	2	3	613
		平成25年度	160	2	3	626
		平成26年度	160	2	3	639

- 改正後の第20条第1項及び第25条の3の規定並びに別表第2、別表第3-2、別表第4看護学部看護学科に係る部分、別表第8、別表第8-4及び別表第13は、第1項の規定にかかわらず、平成24年度以降に入学した学生から適用し、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の別表第4文化情報学部文化情報学科に係る部分は、第1項の規定にかかわらず、平成23年度以降に入学した学生から適用し、平成22年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成24年学則第2号)

この学則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年学則第1号)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年学則第2号)

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第32条、第42条第2項及び第42条の2の規定並びに別表第2、別表第4国際コミュニケーション学部に係る部分、別表第7、別表第8-2、別表第11及び別表第13は前項の規定にかかわらず、平成26年度以降に入学した学生から適用し、平成25年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 改正後の別表第4現代マネジメント学部に係る部分は、第1項の規定にかかわらず、平成25年度以降に入学した学生から適用し、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年学則第2号)

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第16条、第17条及び第21条の規定並びに別表第2、別表第3-2、別表第4、別表第5、別表第8-2、別表第8-3、別表第8-5、別表第8-8、別表第8-9及び別表第13は、前項の規定にかかわらず、平成27年度以降に入学した学生から適用し、平成26年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成28年学則第2号）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 2 改正後の別表第4生活科学部生活環境デザイン学科に係る部分は、前項ただし書にかかわらず、平成27年度以降に入学した学生から適用し、平成26年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第13文化情報学部文化情報学科に係る部分は、第1項ただし書にかかわらず、平成23年度以降に入学した学生から適用し、平成22年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。